

秋田市告示第 135 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 17 年 4 月 12 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 3・4・73号 上北手御所野線
8・6・9号 新都市公園道路五号線

2 都市計画を変更する土地の区域

秋田市上北手猿田字寺ノ沢および字堤ノ沢地内

3 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課